



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

◆ 「労使コンプライアンス問題」に関する Q&A 2

◆ 最新法律動向 6

一、「輸出業務における付加価値税及び消費税の還付(免除)管理弁法」

二、財政部・国家税務総局による「付加価値税課税の具体的範囲等に関する公告」

三、中国人民銀行等八部門による「仮想通貨等関連リスクの更なる防止及び処置に関する通知」

四、国家発展改革委員会等八部門による「入札・応札分野における人工知能の普及応用加速に関する意見」

五、「食品回収管理弁法」

六、「奨励輸入サービス目録」の調整



パートナー 李 勝軍

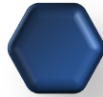
近年、従業員の権利意識が高まり、権利保護に関する情報を入手する手段も多様化し、容易になっている。これに伴い、労使トラブルが生じやすくなっており、企業側には、労使コンプライアンスの一層の徹底が求められている。そこで今回は、従業員の入社、在職中、退職という3つの段階に分け、実務上よく見られる労使コンプライアンスの論点を紹介する。

1. 入社段階

Q:「採用通知書」を交付した後に、これを撤回することはできるか？

A: 司法実務において、「採用通知書」は民法の契約締結に関する規定が準用されると認定する傾向にある。つまり、会社が送付する「採用通知書」は「申込み」に該当し、採用対象者がその内容を承諾した時点で、当該「採用通知書」に対する「承諾」が成立したものとみなされる。また、民法第476条によれば、「申込み」の撤回は可能だが、申込者の承諾期間について規定されている場合、その他の方法で「申込み」を撤回できないことが明示されている場合、又は受取人が「申込み」を撤回できないものだと信じ、かつ契約を締結するために、すでに合理的な準備作業を行っている場合、この限りではない。実務上、よくあるケースとしては、採用対象者が「採用通知書」に基づき、既に前職を退職するなど入社準備を進めている場合、当





該「採用通知書」については、撤回することができないと解される。

Q:「採用通知書」と「労働契約」の内容に不一致がある場合、どのように対処すべきか？

A:「労働契約」の締結時に、会社側より『労働契約』締結後、『採用通知書』の内容は自動的に失効する旨を明確に示さなかった場合、一般的には、「労働契約」に明記されていない「採用通知書」の内容についても、「労働契約」締結後も依然として有効であり、会社側と従業員の双方を拘束するものと解される。逆に『労働契約』締結後、『採用通知書』は自動的に失効する旨の合意がある場合、「労働契約」に記載のない「採用通知書」の内容は、通常の場合、当該内容は法的拘束力を失うと解される。また、いずれの取り決めもなく、かつ締結された「労働契約」の内容と「採用通知書」の内容に相違がある場合は、「労働契約」の内容が新たに成立した双方の合意とみなされ、「労働契約」の内容が優先されると解するのが一般的です。

2. 在職段階

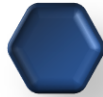
Q:従業員の試用期間中に、会社が法に基づき「労働契約」を一方的に解除する場合はどのように対処すべきか？

A:「労働契約法」第 21 条及び第 39 条の規定によると、会社側が試用期間中に従業員との「労働契約」を一方的に解除しようとする場合は、当該従業員が試用期間中において採用条件を満たさなかったことを証明する必要がある。すなわち、会社側が従業員の採用条件不適合について立証責任を負わなければならない。会社側として留意すべき点は、企業の規則制度や採用文書等において採用条件等が明確に定められており、かつ従業員は当該採用条件を確認していること、会社には明確かつ公平な考課制度が存在していること、試用期間満了前に従業員に対し書面による通知を行ったこと等である。

Q:会社側は一方的に従業員に対し職務異動を行うことができるか？

A:会社側と従業員とが協議し、合意の上職務異動を行うことは言うまでもなく可能だが、合意を取り付けなくても、一定の条件を満たせば、会社側が一方的に職務異動を行うことができることも考えられる。この場合、会社側は一方的職務異動の必要性・合理性について立証責任





を負わなければならない。会社側として留意すべき点は、職務異動が生産・経営上の必要性に基づく自主的な労務管理行為であること、職務異動が従業員を侮辱や処罰的なものではないこと、職務異動後も従業員の収入が減少することなく、賃金が労働契約の定めに違反していないこと、従業員の生活に著しい不便を与えていないこと等である。

3. 退職段階

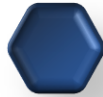
Q: 会社側により従業員との「労働契約」の解除が認められる法定の事由にはどのようなものがあるか？

A: 会社側による従業員との「労働契約」の解除は、一般的に、「従業員の帰責性による解除」、「従業員の帰責性によらない解除」及び「協議合意による解除」に分類される。

「従業員の帰責性による解除」には、上記の試用期間中の採用条件不適合による場合を除き、会社の規則制度に対し重大な違反があった場合、著しい職務怠慢・背信行為により会社へ重大な損失を及ぼした場合、他社との労使関係の成立により当該企業での業務に重大な支障を及ぼし、是正勧告を行ってもなお改善されなかった場合、詐欺・脅迫等の手段又は他人の弱味に付け込んで「労働契約」の締結や変更を行った場合、刑事責任を追及された場合などが含まれる。「従業員の帰責性による解除」において、会社側として留意すべき点は、会社規則制度が適法かつ有効であること、すなわち規則制度が公正・公平で、内容が具体的かつ明確で、法に基づき民主的手続きを経て従業員に周知されていること、従業員が当該規則制度について明確に確認していること、関連事実に関する証拠を適切に確定・保存していること、「労働契約」を解除する前に、従業員と適時意思疎通を図り、労働組合に通知し見解を求めた等である。

「従業員の帰責性によらない解除」には、一般的に、経済的リストラの他に、従業員が疾病又は業務外の負傷により定められた医療期間満了後も元の職務に従事できず、かつ会社側より新たに配置した職務にも従事できない場合、従業員が業務不適任となり研修又は職務異動後もなお不適任だった場合、労働契約締結の際に前提としていた客観的状況に重大な変化が生じ「労働契約」の続行が困難になった場合などが含まれる。「従業員の帰責性によら





ない解除」を行う際に、会社側として留意すべき点は、妊娠・出産・授乳期の女性従業員、医療期間中、又は労災従業員といった特別な事情がある従業員（これらを含むがこれらに限られない）については、「従業員の帰責性によらない解除」を適用できないことである。

最後に、「協議合意による解除」とは、会社側と従業員とが協議し、合意の上「労働契約」を解除することを指す。実務において、これはよく目にするケースであり、双方の協議条件がこれを左右する要因となるが、通常は経済補償金の算出基準、算出方法、総額といった条件が重要なポイントとなっている。



一、「輸出業務における付加価値税及び消費税の還付(免除)管理弁法」

中国語名称:《关于发布<出口业务增值税和消费税退(免)税管理办法>的公告》

公布機関:国家稅務總局

公布日:2026年1月30日

施行日:2026年1月1日

リンク:<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5247423/content.html>

解説:

1月30日、国家稅務總局は「輸出業務における付加価値税及び消費税の還付(免除)税管理弁法」(以下「弁法」という)を公布した。同弁法は2026年1月1日より施行され、2012年第24号公告等の関連規定は廃止される。

同弁法は、初回申告又は証明書申請前に還付(免除)税の届出を行うことを明確にし、届出事項の変更は30日以内に手続きを行うこととした。還付(免除)税方式を変更する場合、原則として税額を精算する必要があるが、証憑が未収集の場合、査察・照会調査が未了の場合、30日以内に新方式で経営している場合等は報告後に後続処理を行うことができるものとした。生産企業の免除・控除・還付、貿易企業の免除・還付及び特殊業務(輸送機器・設備の先還付・後消却、使用済設備、特殊区域の水・電気・ガス、保税區倉庫保管)の申告資料、差異説明及び税関コード調整の処理をそれぞれ詳細化した。また、疑義がある場合の实地確認、一時保留及び差し押さえのケース、非正規業者等の制限を規定した。さらに、証明書の電子化発行、届出証憑の10年間保存、為替收受期限(翌年4月30日まで、契約により36ヶ月まで延長可能)及び還付(免除)税・免税の放棄に伴う36ヶ月間の制限等を整備した。

二、財政部・国家稅務總局による「付加価値税課税の具体的範圍等に関する公告」

中国語名称:《关于增值税征税具体范围有关事项的公告》

公表機関:財政部、国家稅務總局

公布日:2026年1月30日



施行日:2026年1月1日

リンク:<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247431/content.html>

解説:

1月30日、財政部及び国家税務総局は「付加価値税課税の具体的範囲等に関する公告」を公布した。同公告は現行政策・慣行を継承し、以下の2つの注釈文書を発表した。第一の注釈は「9%付加価値税税率適用貨物範囲注釈」であり、農産物、食用植物油、食用塩、水道水、暖房・熱湯、冷気、ガス、石油液化ガス、天然ガス、ジメチルエーテル、バイオガス、民生用石炭製品、図書・新聞・雑誌、音像製品、電子出版物、飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用フィルム等の具体的な課税範囲を明確にし、包含項目及び非包含項目を列記した。第二の注釈は「販売サービス・無形資産・不動産販売注釈」であり、交通運輸、郵便、電気通信、建設、金融及び生産・生活サービス等のサービス税目、並びに無形資産及び不動産販売範囲、典型業務の分類規則を明確にした。

同文書は、基礎電気通信サービスとは固定網、移動網、衛星、インターネットを利用して音声通話サービス、携帯データ通信サービス、SMS及びMMSサービス、インターネットブロードバンド接続サービスを提供する業務活動、並びに帯域、波長等のネットワーク要素の賃貸又は売却業務活動をいうことを明確にした。上記業務には、基礎電気通信サービスに関する付加価値税率、すなわち9%を適用する。同公告は2026年1月1日より施行され、引用する国家・業界標準が更新・代替される場合は新標準を適用する。

三、中国人民銀行等八部門による「仮想通貨等関連リスクの更なる防止及び処置に関する通知」

中国語名称:《关于进一步防范和处置虚拟货币等相关风险的通知》

公布機関:中国人民銀行、国家発展改革委員会、工業和信息化部、公安部、国家市場監督管理総局、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局

公布日:2026年2月6日

施行日:2026年2月6日





リンク: <https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026020619591971323/index.html>

解説:

2月6日、中国人民銀行、国家發展改革委員会、工業和信息化部、公安部、国家市場監督管理総局、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会及び国家外貨管理局は「仮想通貨等関連リスクの更なる防止及び処置に関する通知」を発表した。

現実世界資産トークン化(RWA)とは、暗号技術及び分散型台帳又は類似技術を用いて、資産の所有権、収益権等をトークン(通証)又はトークン(通証)的特性を有するその他の権益・債券証憑に変換し、発行及び取引を行う活動をいう。国内において現実世界資産トークン化活動及び関連仲介・情報技術サービス等を提供することは、違法なトークン券の発行・販売、無許可の公開証券発行、違法な証券先物業務の経営、違法資金調達等の違法金融活動に該当する疑いがあり、禁止されるべきである。業務主管部門が法令に基づき同意し、特定の金融インフラストラクチャに依拠して実施する関連業務活動はこの限りではない。国外の者は、いかなる形態であっても違法に国内主体に対して現実世界資産のトークン化関連サービスを提供してはならない。

四、国家發展改革委員会等八部門による「入札・応札分野における人工知能の普及応用加速に関する意見」

中国語名称:《国家发展改革委等部门关于加快招标投标领域人工智能推广应用的实施意见》

公布機関:国家發展改革委員会、工業信息化部、住宅都市農村建設部等8部門

公布日:2026年2月10日

施行日:2026年2月10日

リンク: https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202602/t20260210_1403681.html

解説:





2月10日、国家發展改革委員会は工業信息化部、住宅都市農村建設部等8部門と共同で「入札・応札分野における人工知能の普及応用加速に関する実施意見」(発改法規[2026]195号、以下「意見」という)を発表し、人工知能を入札・調達取引の全過程および監督の重点段階において応用・普及させる方針を明確にした。同「意見」は2026年末及び2027年末を段階的節目として、入札書類チェック、AI評価支援、談合検出等重点分野において、モデル省市での全面的導入を実現するとともに、全国への展開を図る。入札から応札、開札・評価、落札決定、現場管理、監督に至る各プロセスにおいて、「意見」は以下のAI応用の推進を図る。

- 入札書類のコンプライアンスチェック及び誤字・不適切表現の検出
- 応札の自主コンプライアンス点検及び原価割れリスクの警告
- 評価報告の検証及び契約条項リスクの警告
- ブロックチェーンによる証拠保全及び異常警告
- 部門間連携による監督及び苦情処理

また、技術補助が法定責任に代わるものではないことを明確化するとともに、AIモデルの届出審査、データ統制、システム連携等の体制整備を求めている。

五、「食品一層回収管理弁法」

中国語名称:《食品召回管理办法》

公布機関:国家市場監督管理総局

公布日:2026年2月11日

施行日:2026年2月11日

リンク:https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_d20b451170db454e9f1b8a7f3edfb228.html

解説:

2月11日、国家市場監督管理総局は新たに改訂した「食品回収管理弁法」(以下「弁法」という)を発表し、食品生産経営者の主体责任及び各級市場監督管理部門の監督責任を一層厳格化し、食品回収監督の新たな要請を明確にした。





新「弁法」は、食品生産経営者が食品回収管理制度を構築・実施することを要請するとともに、食品経営者、食品集中取引市場開設者、食品経営カウンター貸与者、食品展示会開催者及びネットワーク食品取引第三者プラットフォーム提供者等が回収協力義務を負うことを明確にした。併せて3段階の回収分級区分を整備し、回収開始期限を24時間、48時間、72時間から24時間、36時間、48時間に調整するとともに、回収協力の拒否及び回収命令後の回収拒否等の行為に対する処罰条項を追加した。

六、「奨励輸入サービス目録」の調整

中国語名称：《鼓励进口服务目录》

公布機関：商務部等7部門

公布日：2026年2月10日

施行日：2026年2月10日

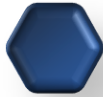
リンク：https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_8690f1441d074007a697c0f034f75a36.html

解説：

2月10日、商務部等7部門は新版「奨励輸入サービス目録」を発表した。同目録は主に研究開発・設計サービス、省エネ・環保サービス、環境サービス、コンサルティングサービス、その他の専門サービス及び医療・健康サービスの6大セクションを含む。

今回の更新において最も直観的な変化は「その他の専門サービス」及び「医療・健康サービス」カテゴリの新設である。もう一つの変更点は、輸入促進サービスの一部を見直し・最適化するとともに、不要となったサービスを除外したことである。「デジタル技術開発サービス」、「技術試験及び分析サービス」、「資源化利用サービス」等の項目を重点的に最適化し、また、国内のサービス提供能力の向上に伴い、大気汚染のみを対象とする環境対策サービス等の関連内容については、輸入を奨励しないこととした。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号

亮馬河大廈 1 座 22 階

T e l: (86-10) 6590 6639

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号

中洲大廈 24 階

T e l: (86-755) 2633 8900

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号

宏程國際大廈 29 階

T e l: (86-571) 8501 7000

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347 号

国金センターオフィスビル一期 36 階

T e l: (86-25) 8317 8000

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号

ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階

T e l: (86-10) 6590 6639

香港支所

住所: 香港灣仔港灣道 26 号

華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室

T e l: (85-2) 2816 6888

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号

上海白玉蘭広場 11 階

T e l: (86-21) 5191 7900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号

金禾センター 29 階

T e l: (86-27) 8860 3060

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号

天府金融大廈 A 座 15 階

T e l: (86-28) 6010 8998

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号

都市之門 B 座 709 室

T e l: (86-29) 6886 1913

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路 5 号

凱華國際中心 39 階

T e l: (86-20) 3885 7515

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョ

ージア街 701 号 555 室

T e l: (1-236) 607 0146

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2

第一生命日比谷ファースト 12 階

T e l: +81 3 6892 5570



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com
張 和 伏	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
陳 宏	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: song_zhang@east-concord.com
傅 春 濤	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: jassmine.fu@east-concord.com
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地: 北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
宮 曉 燕	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地: 北京	E-mail: luojia@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com
朱 向 鳴	弁護士	勤務地: 上海	E-mail: zhuxiangming@east-concord.com
山口直彦	顧 問 日本国弁理士	勤務地: 北京	E-mail: yamaguchi@east-concord.com
梁 巍	顧 問	勤務地: 北京	E-mail: liangwei@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にていただいております。